

高山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

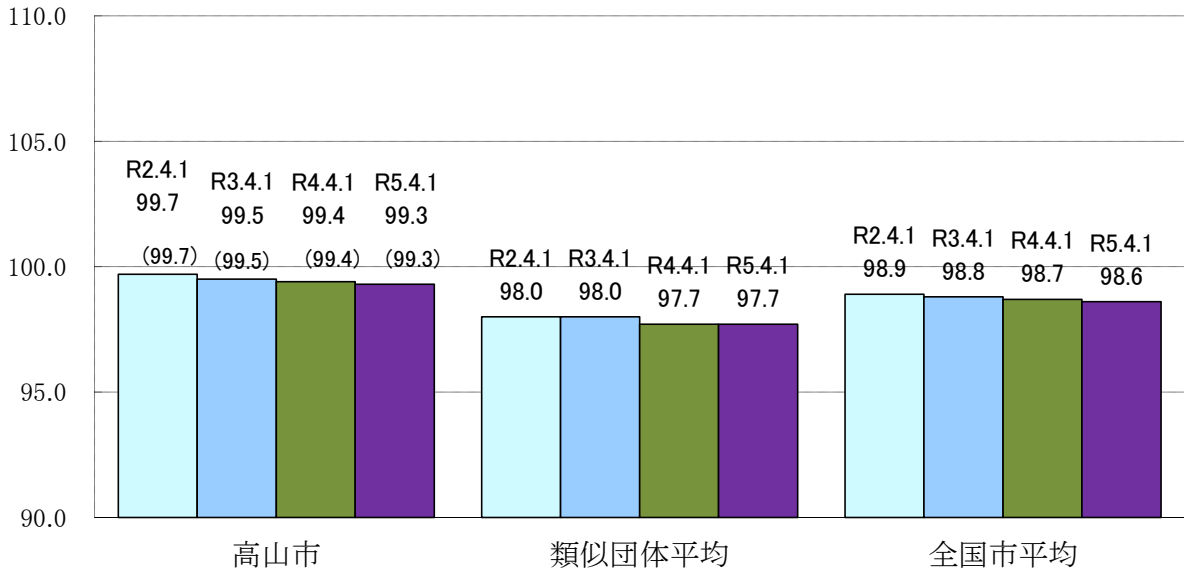
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
R4年度	人 84,338	千円 52,895,871	千円 4,114,669	千円 7,777,865	% 14.7	% 14.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R4年度	人 754	千円 2,914,479	千円 520,226	千円 1,112,959	千円 4,547,664	千円 6,031	千円 5,926

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員の給与水準を比較するため、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日 (内容)給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.1%引下げ。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
住居手当について、国と同様に見直しを実施。(令和2年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高山市	45.0 歳	339,300 円	393,688 円	370,181 円
岐阜県	42.8 歳	325,421 円	403,581 円	359,816 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.6 歳	316,217 円	378,588 円	342,607 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
高山市	53.0 歳	53 人	296,200 円	314,692 円	310,914 円	—	—	—	—
うち学校給食員	51.8 歳	15 人	284,700 円	297,007 円	296,602 円	飲食物調理従事者	45.3 歳	264,500 円	1.12
うち清掃員	50.9 歳	14 人	291,200 円	325,900 円	315,723 円	廃棄物処理業	47.3 歳	310,800 円	1.05
うち用務員	54.6 歳	13 人	299,400 円	312,877 円	312,292 円	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	49.1 歳	241,700 円	1.29
岐阜県	47.6 歳	117 人	267,973 円	310,125 円	283,525 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	53.1 歳	22 人	311,160 円	335,597 円	323,089 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高山市	—	—	—
うち学校給食員	4,842,084 円	3,540,300 円	1.37
うち清掃員	5,185,300 円	4,321,100 円	1.20
うち用務員	5,021,524 円	3,253,900 円	1.54

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年～令和4年の3カ年の全国平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高山市	42.8 歳	326,800 円	386,615 円	363,494 円
類似団体	39.0 歳	301,738 円	376,419 円	330,607 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		高 山 市	岐 阜 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	195,300 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	161,700 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	156,800 円	159,600 円	—
	中 学 卒	143,800 円	150,300 円	—
医 療 職	大 学 卒	253,600 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	259,250 円	365,950 円	383,886 円	402,083 円
	高 校 卒	223,200 円	333,225 円	368,100 円	382,267 円
技能労務職	高 校 卒	—	248,450 円	—	295,700 円
	中 学 卒	—	—	—	308,780 円

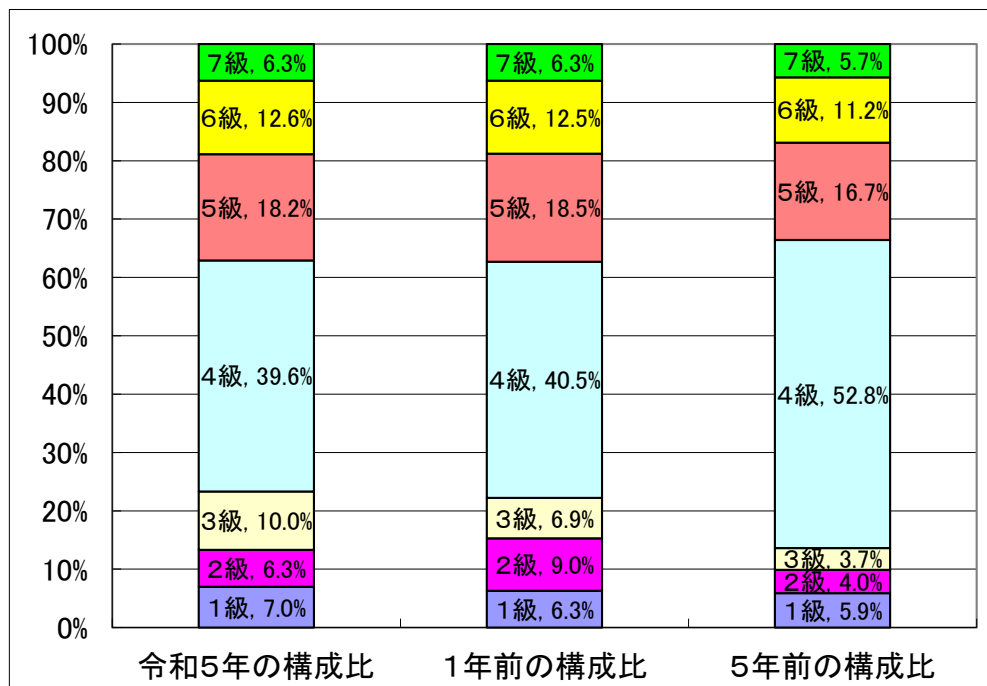
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

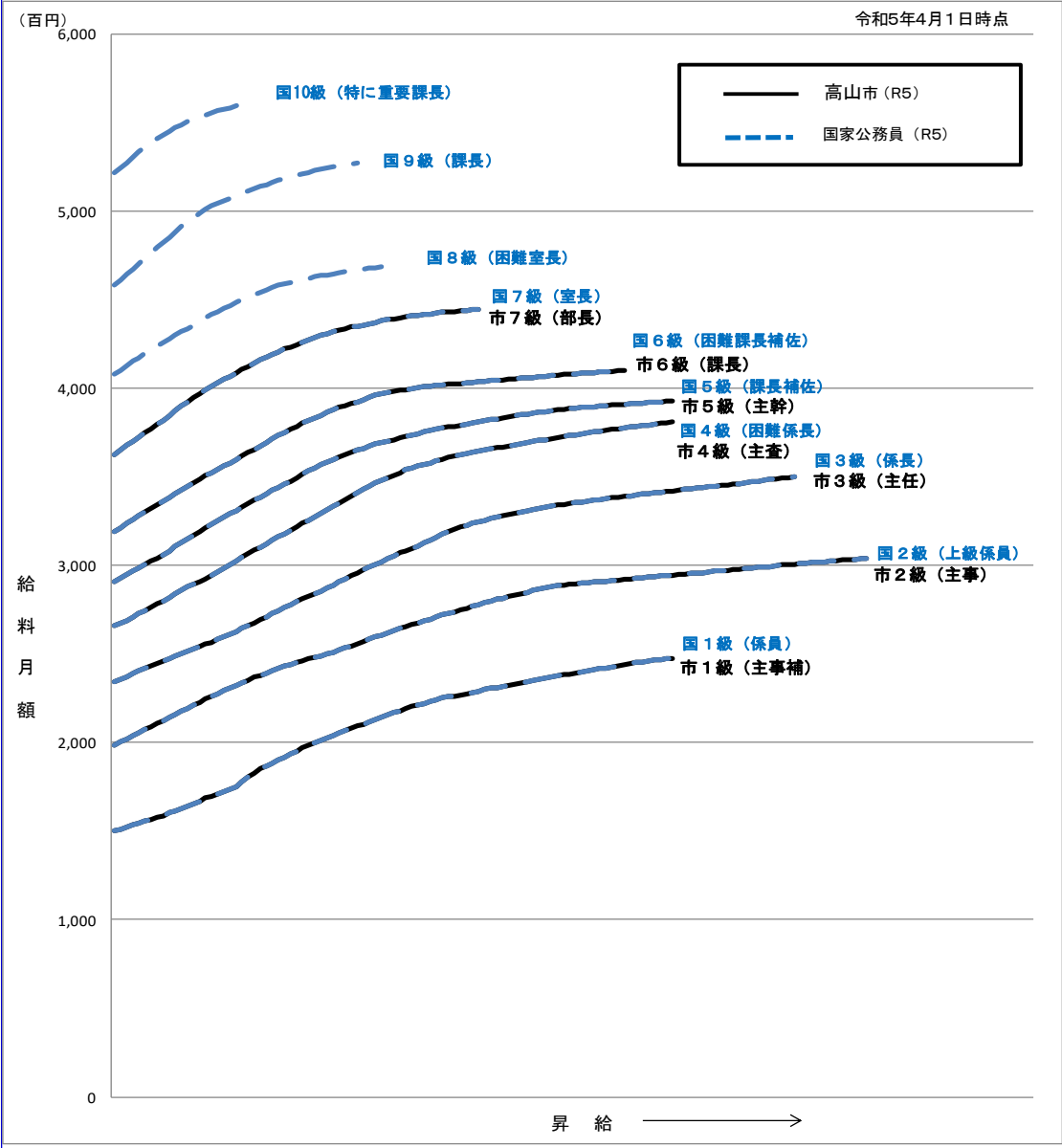
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	30 人	7.0 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主事	27 人	6.3 %	198,500 円	304,200 円
3 級	主任	43 人	10.0 %	234,400 円	350,000 円
4 級	主査	170 人	39.6 %	266,000 円	381,000 円
5 級	主幹	78 人	18.2 %	290,700 円	393,000 円
6 級	課長、担当監、施設長	54 人	12.6 %	319,200 円	410,200 円
7 級	部長、参事	27 人	6.3 %	362,900 円	444,900 円

(注) 1 高山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (高山市)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 山 市	岐 阜 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,486 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,653 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(高山市)

令和5年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	昇給可能な成績率 昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率 昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率	○	
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

高 山 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) (退職時特別昇給 なし) 自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 7,202 千円 19,063 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		9,687 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		646 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	4 人	20 %
岐阜市	6 %	3 人	6 %
名古屋市	15 %	1 人	15 %
各務原市	3 %	1 人	3 %
医師、歯科医師	16 %	6 人	16 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.3 (99.3)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		38,443 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		197,143 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		24.5 %		
手当の種類(手当数)		6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	法令に基づく資格を有する職員のうち責任者として管理業務に従事する職員	電気主任技術者、高圧ガス保安技術者、廃棄物処理施設技術管理者の業務	136 千円	月額 1,000円
不快手当	行旅死亡人等の措置に従事した職員	行旅死亡人等の措置業務	0 千円	1回 2,000円
	火葬場における火葬の業務に従事した職員	火葬場における火葬の業務		1回 250円
医師手当	職務の級が医師職1級の職員	医師業務	9,810 千円	月額 60,000円
	職務の級が医師職2級の職員	医師業務		月額 120,000円
	職務の級が医師職3～5級の職員	医師業務		月額 180,000円
	特別加算	医師業務		市長が別に定める額
防疫等作業手当	右記作業に従事した職員(医師の職にある職員を除く。)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)が発生し、又は発生のおそれのある場合において感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	15,557 千円	1日 290円
	右記作業に従事した職員(獣医師の職にある職員を除く。)	家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザその他市長がこれに相当すると認める家畜伝染病に限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却又は埋却、畜舎等の消毒その他市長が必要と認める作業		1日 380円
	右記作業に従事した職員	職員が、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病院、宿泊施設その他市長が必要と認める区域において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業		1日 3,000～4,000円
出動手当	消防本部又は消防署に勤務する職員	消火、救急及び救助の業務	4,698 千円	1回 300円
外国勤務手当	外国に駐在を命ぜられ、当該地において勤務する職員	外国に駐在を命ぜられ、当該地における業務	8,242 千円	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定により在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤手当(以下「在勤手当」という。)のうち在勤基本手当の支給の例による額に相当する額に100分の75を乗じて得た額を限度とする額(当該額のみにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、当該額に市長が定める額を加算して得た額)
	外国に駐在を命ぜられ、当該地において有料の住宅を借りている職員	外国に駐在を命ぜられ、当該地における業務		在勤手当のうち住宅手当の支給の例による限度額に相当する額に100分の80を乗じて得た額を限度とする額(当該額のみにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、当該額に市長が定める額を加算して得た額)
	外国に駐在を命ぜられ、当該地において勤務する職員のうち、その子が学校教育等を受けている職員	外国に駐在を命ぜられ、当該地における業務		在勤手当のうち子女教育手当の支給の例による額に相当する額を限度とする額(当該額のみにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、当該額に市長が定める額を加算して得た額)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	181,622 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	260 千円
支給実績(令和3年度決算)	184,884 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	266 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・父母等 月額6,500円	同じ	—	105,376 千円	260,188 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を負担している職員を対象 限度額28,000円	同じ	—	34,694 千円	301,687 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難である専門職(医師・歯科医師等)を対象	同じ	—	29,866 千円	4,977,667 円
通勤手当	・自動車利用者 2km以上(片道) 月額2,000円～31,600円 ・高速道路等利用者 高速料金の1/2相当額に応じ月額20,000円まで ・交通機関利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで	同じ	—	51,880 千円	88,382 円
単身赴任手当	勤務地を異にする異動に伴い単身赴任となった職員 30,000円+加算額	同じ	—	1,560 千円	520,000 円
管理職手当	給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定額の手当額	同じ	—	61,598 千円	628,551 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員 1回につき4,400円	同じ	—	5,865 千円	13,671 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時、緊急の必要により勤務した場合 1回につき2,000円～12,000円	同じ	—	991 千円	18,352 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 (支給額)×(深夜勤務時間数)	同じ	—	17,514 千円	141,242 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合	同じ	—	7,559 千円	25,030 円
寒冷地手当	基準日(11月～翌年3月までの初日)に支給地域に在勤する職員に世帯等の区分に応じて支給(高山市 4級地) ・世帯主(扶養あり) 月額17,800円 ・世帯主(扶養なし) 月額10,200円 ・その他の職員 月額7,360円	同じ	—	49,067 千円	63,723 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	961,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	(— 円)	1,000,000 円	560,000 円
	議 長	802,000 円	802,000 円	585,000 円
報 酬	副 議 長	(— 円)	535,000 円	347,900 円
	議 員	442,000 円	475,000 円	285,100 円
		(— 円)	432,000 円	268,200 円
		416,000 円		
期 末 手 当	市 長	(令和4年度支給割合)		
	副 市 長	4.30 月分		
	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副 議 長	4.30 月分		
退 職 手 当	議 員			
		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	在職年×450/100	17,298,000 円	任期毎
	副 市 長	在職年×280/100	8,982,400 円	任期毎
備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

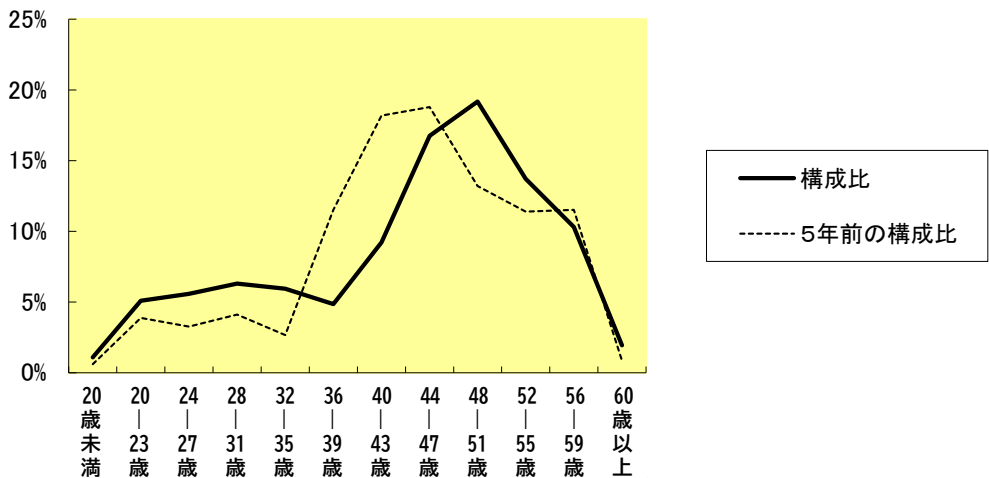
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議会	7	7	0	・退職職員の欠員等による減
	総務	140	139	△ 1	
	税務	42	41	△ 1	
	労働	2	2	0	
	農林水産	48	46	△ 2	
	商工	34	34	0	
	土木	71	70	△ 1	
	民生	122	121	△ 1	
	衛生	64	61	△ 3	
	計	530	521	△ 9	<参考> 人口1万当たり職員数 61.78 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 67.58 人)
普通会計部門	教育部門	79	77	△ 2	
	消防部門	145	142	△ 3	
	小 計	754	740	△ 14	<参考> 人口1万当たり職員数 87.74 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 87.73 人)
	小 計	754	740	△ 14	
公営企業等 会計部門	病院	20	21	1	・医療体制強化による増 ・会計間の異動による減
	水道	22	21	△ 1	
	下水道	20	20	0	
	その他	22	22	0	
	小 計	84	84	0	
合 計		838 [860]	824 [860]	△ 14 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 97.70 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9人	42人	46人	52人	49人	40人	76人	138人	158人	113人	85人	16人	824人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数	過去5年間の増減率
一般行政		514	512	520	526	530	521	7	1.4
教 育		79	79	81	80	79	77	△ 2	△ 2.5
消 防		146	147	146	146	145	142	△ 4	△ 2.7
普通会計計		739	738	747	752	754	740	1	0.1
公営企業等会計計		86	85	84	85	84	84	△ 2	△ 2.3
総 合 計		825	823	831	837	838	824	△ 1	△ 0.1

1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R3年度の総費用に占 める職員給与費比率
R4年度	千円 1,792,120	千円 125,907	千円 110,004	% 6.1	% 6.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R4年度	人 22	千円 87,963	千円 8,579	32,337	千円 128,879	千円 5,858	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基 本 給	平均月収額
高 山 市	44.0 歳	328,505 円	490,271 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高 山 市		高 山 市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,533 千円		1,486 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~20%		・役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

ウ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		— %	
手当の種類(手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	1,734 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	87 千円
支給実績(令和3年度決算)	1,565 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	78 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・父母等 月額6,500円	同じ	同じ	2,401 千円	240,100 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を負担している職員を対象 限度額28,000円	同じ	同じ	770 千円	385,000 円
通勤手当	・自動車利用者 2km以上(片道) 月額2,000円～31,600円 ・高速道路等利用者 高速料金の1/2相当額に応じ月額20,000円まで ・交通機関利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで	同じ	同じ	876 千円	58,400 円
管理職手当	給料表別・職務の級別・管理職手当の区別に定額の手当額	同じ	同じ	1,448 千円	724,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時、緊急の必要により勤務した場合 1回につき2,000円～12,000円	同じ	同じ	8 千円	8,000 円
寒冷地手当	基準日(11月～翌年3月までの初日)に支給地域に在勤する職員に世帯等の区分に応じて支給(高山市 4級地) ・世帯主(扶養あり) 月額17,800円 ・世帯主(扶養なし) 月額10,200円 ・その他の職員 月額7,360円	同じ	同じ	1,342 千円	61,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R3年度の総費用に占める職員給与費比率
R4年度	千円 3,450,075	千円 0	千円 122,279	% 3.5	% 4.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R4年度	人 20	千円 78,973	千円 11,190	21,978	千円 112,141	千円 5,607	千円 5,936

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
高山市	43.5 歳	339,465 円	497,480 円
団体平均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高山市	高山市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,577 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,486 千円
（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 （ 1.35 ）月分 （ 0.95 ）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 （ 1.35 ）月分 （ 0.95 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		—		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		—		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
—	— %	— 人	— %	

ウ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		—	%
手当の種類(手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	2,171 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	114 千円
支給実績（令和3年度決算）	2,054 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	103 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）
扶養手当	・配偶者 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・父母等 月額6,500円	同じ	同じ	3,865 千円	297,308 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を負担している職員を対象 限度額28,000円	同じ	同じ	600 千円	300,000 円
通勤手当	・自動車利用者 2km以上（片道）月額2,000円～31,600円 ・高速道路等利用者 高速料金の1/2相当額に応じ月額20,000円まで ・交通機関利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで	同じ	同じ	799 千円	57,071 円
管理職手当	給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定額の手当額	同じ	同じ	599 千円	599,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時、緊急の必要により勤務した場合 1回につき2,000円～12,000円	同じ	同じ	0 千円	0 円
寒冷地手当	基準日（11月～翌年3月までの初日）に支給地域に在勤する職員に世帯等の区分に応じて支給（高山市 4級地） ・世帯主（扶養あり）月額17,800円 ・世帯主（扶養なし）月額10,200円 ・その他の職員 月額7,360円	同じ	同じ	1,376 千円	72,421 円